

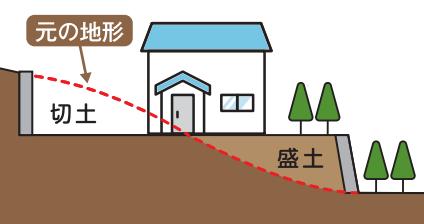
家事代行サービスで暮らしにゆとりを

やつてもやつても家事が終わらない…そんな毎日に途方に暮れてしまいそうなときは、「家事シェア」で家事を分担したり、「家事代行サービス」を利用して家事の総量を減らすなど、自分時間や家族との時間にゆとりをプラスしてみませんか。



令和8年4月1日から盛土等を行う場合は許可または届出が必要です

どうして必要な?



例えば、高低差がある土地に家などの建物を建てるため、土を盛る・削り取る場合、条件によって

建物を建てる人が **申請や届出** をする必要があります。

※単純に土を盛る・削り取る時も申請や届出が必要な場合があります。

維持管理も重要!

規制前に行った盛土なども含め、土地所有者等には、土地を常に安全な状態に維持する努力義務があります。

規制区域の種類、規制対象、申請手続きなど/

詳しくは県庁HP



盛土規制法 | QR



都市計画課 ☎ 017-734-9871

盛土や擁壁にひび割れや水もれなどを見つけたときは、都市計画課へご連絡をお願いします。